

イベント情報

星が好き!!

3月15日～4月14日の休館日
3月22日(水)、27日(月)
4月3・10日(月)

宇宙ふしぎ探検 土星を見よう



今シーズン一番の見ごろを迎えている土星や、そのほか見ごろの天体を103望遠鏡で観察します。

▷とき 3月17日(金)～19日(日)、24日(金)～26日(日)午後7時・8時

▷観覧料 一般600円、高校生および70歳以上300円、小中学生200円(入館料を含みます)

※悪天候の場合は、プラネタリウム投影を行います。

マジカル江島マジックショー

前半がイリュージョンを含めたマジックショー、後半は簡単手品入門。親子で楽しめる楽しいマジックショーです。

▷とき 3月26日(日)
午後1時30分～2時30分

▷参加費 一般300円、高校生以下および70歳以上無料

▷出演 マジカル江島さん

(松江市在住のプロマジシャン)

※手品入門用に、ハンカチとポケットティッシュをご持参ください。

問い合わせ先 さじアストロパーク(佐治町高山1071-1)
☎(0858)89-1011



わらべ館だより

3月15日～4月14日の休館日
3月15日(水)

「^{こちょう たわむ}扇は胡蝶と戯れて～伝統遊戯 ^{とうせんきょう}投扇興～」

▷とき 3月16日(木)～
6月20日(火)

午前9時～午後5時

▷ところ 3階ギャラリー童夢

▷内容 日本の伝統遊戯「投扇興」を展示

▷参加費 入館料が必要



わらべ館唱歌教室(春編)

▷とき 3月23日(木)、25日(土)、30日(木)
4月1日(土)、8日(土)

午前11時、午後2時

▷ところ 1階木造教室

▷内容 足踏みオルガンで 季節の唱歌を合唱

▷参加費 入館料が必要

大正の部屋コンサート

▷とき 4月2日(日)
午後1時30分・3時

▷ところ 1階大正の部屋

▷内容 「鳥取りコーダーコンサート」のみなさんによる歌とリコーダーの演奏

▷参加費 入館料が必要

問い合わせ先 わらべ館(西町三丁目202) ☎(0857)22-7070

やまびこ館への招待

3月15日～4月14日の休館日
3月22日(水)、27日(月)
4月3・10日(月)

平成18年度展覧会
日本初の女性弁護士 中田まさこ

中田正子は日本初の女性弁護士で、昭和20年に夫の実家のある鳥取へ疎開してからも弁護士として活躍しました。その5年後には、鳥取市馬場町に弁護士事務所を開業し、昭和44年には、鳥取県の弁護士会長や日本弁護士連合会理事を歴任し、その功績により、藍綬褒章、勲四等瑞宝章を授章しています。



この展覧会では、長年、鳥取市を拠点に弁護士活動を行ってきた1人の女性の生い立ちや功績を、平成15年に遺族から当館へ寄託いただいた同氏に関する資料や遺品類、そして明治大学に所蔵されている関係資料などを展示して回顧します。

▷とき 4月15日(土)～5月21日(日)
午前9時～午後5時(最終入館午後4時半)

▷入館料 一般500円(小・中・高校生、70歳以上は無料)

オープニングセレモニー

4月15日(土)午前9時
参加料無料(ただし展覧会の見学は有料)

問い合わせ先 やまびこ館(上町88) ☎(0857)23-2140

あおや郷土館だより

3月15日～4月14日の休館日
3月20・27日(月)
4月3・10日(月)

第1回わたしの一品展

気高・鹿野・青谷地域の市民がもっている自慢のお宝、趣味で集めた珍品、心を込めて制作した作品、思い出の品などを展示紹介します。

▷とき 4月12日(水)まで 午前9時～午後5時

▷入館料 無料



■問い合わせ先 あおや郷土館(青谷町青谷3030)
☎(0857)85-2351

「とっとり市報」についてご意見感想をお寄せください。

〒680-8571 市役所本庁舎秘書課広報室
☎(0857)20-3159 ☎(0857)21-1594
電子メール kouhou@city.tottori.tottori.jp

とっとり 市報

3月15日

2006 March No.935



だれでもいつでも気軽に水中運動

ゆうゆう健康館けたか

Contents — おもな内容 —

2 特集

鳥取市災害時要援護者支援制度

4 鳥取市長選挙

投・開票区およびポスター掲示場などの見直し

7 「家庭の日」作文コンクール

8 第7回鳥取三十二万石お城まつり

9 犬の飼い主のみなさんへ

10 健康・病院

12 情報ひろば

15 税金などの口座振替・市民伝言板

16 イベント情報

鳥取市災害時要援護者支援制度

地域の助け合いの心が あなたを守ります。

平成16年7月、新潟県で発生した豪雨災害では、多数の被害者がでましたが、そのほとんどは70歳以上の高齢者です。また、11年前の阪神淡路大震災においても、高齢者の死亡割合が高かったことが注目されています。

これは、災害が起こった場合、消防、警察、県、市などの防災関係機関は総力をあげて救護活動に取り組みますが、大きな災害になればなるほど道路の寸断、火災の多発などにより活動ができなくなるため、自分の力で避難することが困難な人（災害時要援護者）が犠牲となる可能性が高いということです。

そこで本市は、災害時要援護者への避難支援の取り組みが全国的に進められている中、県内で初めて「鳥取市災害時要援護者支援制度」を3月1日からスタートしました。

制度の目的

本市では、集中豪雨や地震などの災害が発生した場合に、身体に障害のある人や一人暮らしの高齢者などの、災害時要援護者を救済する体制を整備するための「鳥取市災害時要援護者支援制度」を設

けました。

この制度は、自治会（町内会）をはじめ自主防災会、民生・児童委員、地区社会福祉協議会などの協力のもと、地域のみなさんがお互いに協力して助け合う「共助」によって要援護者が安心して暮らすことができる地域づくりをめざすものです。

制度に期待される効果

この制度では、災害時要援護者（支援を必要としている人）が、支援者（近所に住み、支援してくれる人）の同意を得て、自治会や、自主防災会、民生・児童委員、地区社会福祉協議会などの支援組織を通じて要援護者と支援者の双方を市が管理する台帳に登録します。

※自治会組織が結成されていない地域や支援組織の体制が整っていない地域に住んでいる人、また、自治会に加入されていない人などは、直接市へ登録申請してください。

これにより、要援護者は災害時に、支援者から避難誘導や救出活動、安否確認などの支援をしてもらえることで安

心でき、また、支援者も要援護者の存在を再認識することで、日常からの声かけや相談のつてあげるなど、地域コミュニティの広がりが期待されます。

そして、支援組織が創設されることにより、地域の連携が図られ、すべての住民が安心して暮らすことができる地域づくりにつながると考えます。

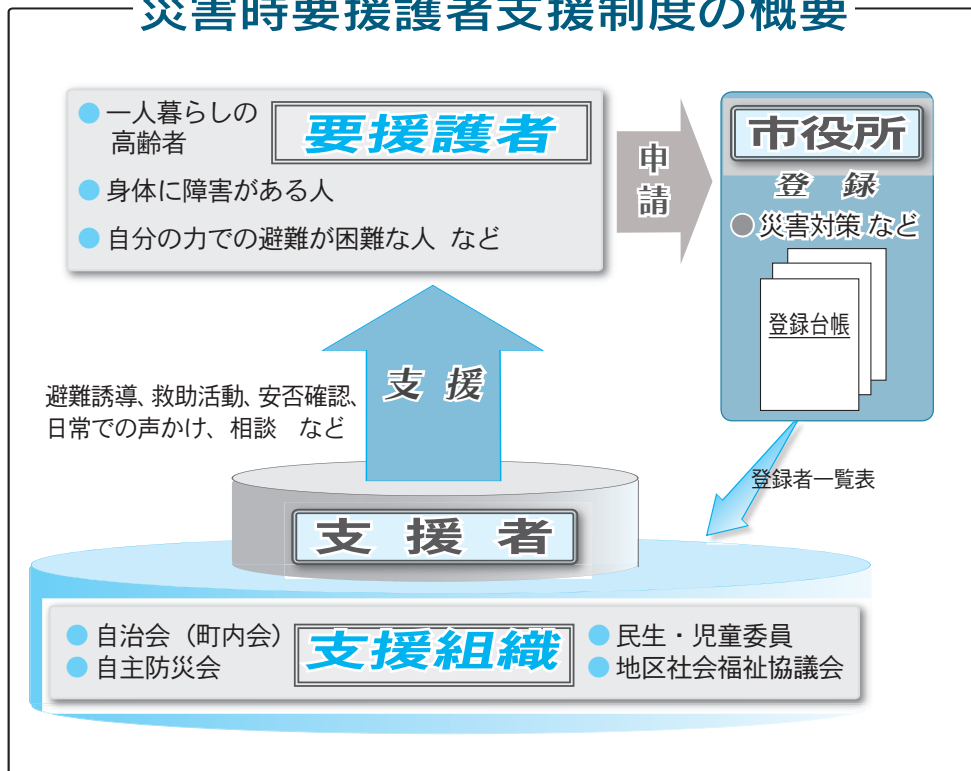
そのほか、台帳が整備されることで、要援護者の情報が蓄積されることから、市が行う災害に備えた対策や災害が発生した場合の救援活動などにも役立ちます。

制度の対象となる 災害時要援護者とは

災害時要援護者は、同居家族がいらないため避難などの対応ができない人などを想定しています。該当するのはおおむね次の人です。

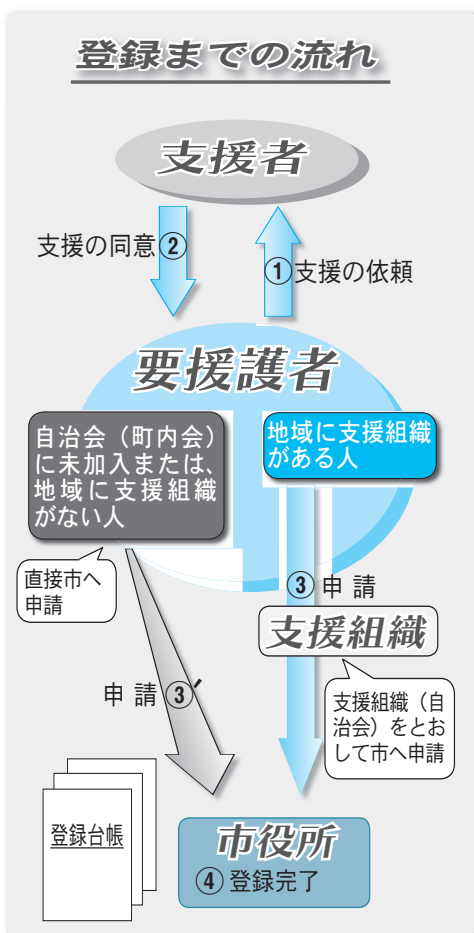
- 避難所への移動が困難な人
- 避難の必要性が理解・判断できない人、または時間のかかる人
- 情報の収受が困難な人

災害時要援護者支援制度の概要



「阪神淡路大震災」被災地のようす（神戸市長田区）

登録までの流れ



問い合わせ先

登録について

市役所 南庁舎健康福祉政策課 ☎(0857)20-3441 / 各総合支所福祉保健課(12ページ上記参照)

制度について

市役所 本庁舎危機管理課 ☎(0857)20-3118

支援者は、善意により災害時や日常において困っている人を助けていただけの人です。 ※この制度は、支援者に責任を課すものではありません。

支援組織

支援組織は、支援者が要援護者の支援を行う際、円滑に行えるよう地域にあった手法で協力していただきます。

個人情報について

開示される個人情報は、

支援者

支援者は、善意により災害時や日常において困っている人を助けていただけの人です。 ※この制度は、支援者に責任を課すものではありません。

支援者と支援組織

●精神的に不安定になりやすい人
●薬や医療装置がないと生活できない人

登録台帳

登録台帳は、登録申請（3月1日から受付開始）に基づき、市が作成し管理します（左図参照）。この台帳に基づき、毎年、梅雨前には支援組織へ登録者一覧表を送付し、災害が発生したときの支援活動や地域の見守りに役立てていきます。

申請書の入手方法

申請書は、町内会長、民生・児童委員、地区社会福祉協議会役員、公民館および左記問い合わせ先で入手できます。

① 本人の住所、氏名、電話番号、家族構成
② 緊急連絡先（親族など）の氏名、続柄、電話番号
③ 避難所で必要な福祉・医療機器・サービスなど

※申請者の個人情報、市を経由して支援者並びに支援組織に提供することになりますので、登録にあたっては同意が必要です。なお、この情報は、要援護者支援の目的のみに利用されます。

まちの将来が あなたの一票に

投票日は**4月9日(日)**、

投票時間は**午前7時から午後8時まで**です。

※一部の投票所では、繰り上げされます。

投票箱

投票できる人は

昭和61年4月10日以前に生まれ、平成18年1月1日以前に転入届をした人（選挙人名簿登録者）で、引き続き市内に住んでいる人が投票できます。

※投票日まで市外に転出すると、投票できません。

投票所入場券は世帯主へ

投票入場券は、世帯主あてに郵送します。1枚のはがきと同一世帯員につき3人分の入場券

を印刷しています。それぞれ自分の名前が記入されている入場券を切り取って投票所へ持参してください。

なお、入場券を当日持参されなかった場合でも、選挙人名簿に登録されている人は投票できます。投票所で入場券を再発行しますので、投票所で申し出てください。

投票日に都合の悪い場合は期日前投票を

投票日に仕事、旅行などで投票所に行けない人は、期日前投票ができます。

※印鑑は不要です。

〈期日前投票ができる期間〉

4月3日(月)～8日(土)

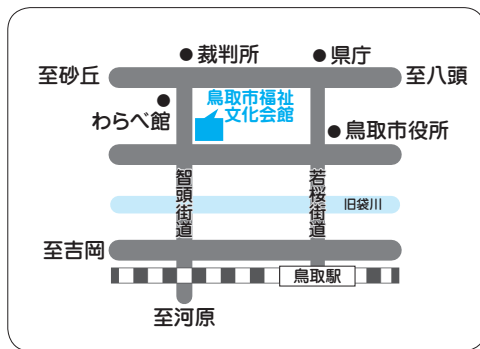
〈期日前投票ができる時間〉

午前8時30分～午後8時

〈期日前投票ができる場所〉

福祉文化会館3階会議室、または各総合支所（用瀬地域は、用瀬地区保健センター）

※今回の選挙から、市内9カ所に設置する期日前投票所であれば、どこでも投票できます。



病院、老人ホーム、市外からの投票

不在者投票の指定を受けている病院、老人ホームなどの施設に入院、入所している人は、その施設で不在者投票することができます。詳しくはそれぞれの

施設に問い合わせてください。

また、投票日に市外に滞在して投票所に行けない時は、不在者投票の期間内（期日前投票と同じ）に滞在地の選挙管理委員会へ不在者投票ができます。この場合、あらかじめ、鳥取市選挙管理委員会へ投票用紙などの請求をする必要があります。

郵便による自宅からの投票

郵便投票証明書の交付を受けている人は、4月5日(水)までに鳥取市選挙管理委員会に対して郵便投票の請求をすれば、自宅郵便投票をすることができます。

〈郵便投票証明書交付の要件〉

身体障害者手帳、戦傷病者手帳の交付を受けている人が、選挙管理委員会へ申請することにより交付されます。対象となる障害は次のとおりです。

■身体障害者手帳の交付を受けている人

▽両下肢、体幹、移動機能（1、2級）▽心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸（1、3級）▽免疫障害（1～3級）

投・開票区およびポスター掲示場などの見直しを行います

合併にともない、投・開票区およびポスター掲示場などについて、地域の均衡に配慮した見直しを行い、その案について市民のみなさんから貴重なご意見をいただきました。

みなさんからのご意見を踏まえ再度検討した結果、4月9日（日）に実施する市長選挙から、下記のとおり投票区、開票区の区域や、ポスター掲示場の設置数、当日投票所閉鎖時刻の繰り上げなどの変更を行うこととしました。

1. 投票区の区域変更

見直し案では投票区を、現在の140投票区から78投票区へ変更することとしていましたが、「旧町村の投票区域の広域化による投票率の低下の懸念」などの意見から、投票所から遠隔となる集落について再検討し、基準を「①住居から投票所となる施設までの距離をおおむね4㎞以内とする。②投票所の規模は選挙人数100人以上とする」としました。その結果、変更後の投票区を86投票区とします。

	鳥取	国府	福部	河原	用瀬	佐治	気高	鹿野	青谷	計
現在の投票区数	49	13	8	16	11	10	12	7	14	140
見直し後の投票区数	42	7	3	8	4	4	7	4	7	86
比較	-7	-6	-5	-8	-7	-6	-5	-3	-7	-54

※鳥取地域の投票区は6ページを、そのほかの地域は各総合支所だより3月号をご覧ください。

2. 開票区の変更

現在ある3つの開票区については、上記の投票区数の減少と、昨年9月に行われた衆議院議員総選挙の実施状況から、投票箱送致時の開票所における混乱は避けられると判断し、1つの開票区とします。これにより、開票所が1カ所となり事務の効率化が図られるとともに従事者を削減します。

現在の開票区	第1	第2	第3
現在の開票所	鳥取市民体育館	用瀬地区保健センター	気高町体育館
見直し後の開票区	鳥取市全域		
見直し後の開票所	鳥取市民体育館		

3. 一部の投票所での閉鎖時刻の繰り上げ

開票所を1カ所にするにとともに、遠隔地域の投票所から投票箱を送致するには時間がかかります。しかし、開票開始時刻を大幅に遅らせることはできないため、開票所からおおむね15㎞以上離れた投票所については、閉鎖時刻を1時間繰り上げます。

	鳥取	国府	福部	河原	用瀬	佐治	気高	鹿野	青谷	計
見直し後の繰り上げ投票所数	3	3	0	4	4	4	7	4	7	36

※鳥取地域の繰り上げを行う投票所は6ページを、そのほかの地域は各総合支所だより3月号をご覧ください。

4. ポスター掲示場の設置数の変更

ポスター掲示場は、投票区の数に基づいて公職選挙法で定められていますが、特別な事情がある場合は法令に基づき、その総数を減らすことができます。

そこで経費削減などの観点から1集落に1カ所を原則とし、法定数670カ所に対し63カ所減の607カ所に設置します。

■戦傷病者手帳の交付を受けている人

▽両下肢、体幹（特別項症）第2項症）▽心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸（特別項症）第3項症）

■介護保険の被保険者証の交付を受けている人

▽要介護区分（要介護5）

〈郵便投票の代理記載〉

郵便投票の要件を満たす人で、次の①または②に該当する人は、あらかじめ選挙管理委員会に届け出た人に投票用紙へ記載をもらうことができます。

- ①身体障害者手帳の交付を受けている人で、上肢または視覚の障害が1級の人
- ②戦傷病者手帳の交付を受けている人で、上肢または視覚の障害が特別項症から第2項症までの人

問い合わせ先

鳥取市選挙管理委員会
事務局（福祉文化会館内・西町二丁目311）
☎(0857)20-3386
☎(0857)20-3051
電子メール senkan@city.tottori.tottori.jp

投票区・投票所一覧表

※鳥取地域以外の投票区は、各総合支所だよりをご覧ください。

投票区	区 域	投票所および所在地
1	尚徳町、元大工町、掛出町、上魚町、片原一～三丁目、鍛冶町、若桜町、本町一～三丁目、桶屋町、職人町、二階町一～三丁目、新町、元魚町一・二丁目、戎町、川端一～三丁目、元町	遷喬小学校 本町一丁目 108-1
2	馬場町、栗谷町、江崎町、東町一～三丁目、西町一～三丁目、湯所町一・二丁目、丸山町（一部）	久松会館 東町三丁目 371-2
3	西町四・五丁目、玄好町、材木町、片原四・五丁目、本町四・五丁目、二階町四丁目、茶町、元魚町三・四丁目、川端四・五丁目	醇風小学校 西町五丁目 353
4	南町、寿町、新品治町、薬師町、相生町一～四丁目、西品治（一部）、田園町一・二丁目	西中学校 寿町 907
5	丸山町（一部）、西品治（一部）、田島（一部）、秋里、松並町一～三丁目、田園町三・四丁目、青葉町一～三丁目、安長（一部）、商栄町、千代水一～四丁目、南安長一丁目	城北小学校 田園町四丁目 324
6	江津、浜坂、浜坂一～八丁目、浜坂東一丁目	浜坂小学校 浜坂一丁目 14-1
7	行徳三丁目、西品治（一部）、田島（一部）、古市（一部）、安長（一部）	富桑小学校 西品治 134
8	瓦町、今町一・二丁目、東品治町、幸町、行徳一・二丁目	明德小学校 行徳一丁目 201-3
9	寺町、栄町、弥生町、末広温泉町、永楽温泉町、吉方温泉一～三丁目	日進小学校 吉方温泉 1丁目 131
10	上町、中町、大榎町、庖丁人町、大工町頭、御弓町、吉方町一・二丁目、立川町一・二丁目	山の手体育館 吉方町一丁目 201
11	吉方温泉四丁目、南吉方三丁目、立川町三丁目、立川町五丁目（一部）	修立小学校 立川町五丁目 339
12	卯垣、岩倉、卯垣四丁目、立川町六・七丁目、大杓（一部）、桜谷（一部）、東今在家（一部）	東中学校 立川町六丁目 164
13	卯垣一～三丁目、卯垣五丁目、立川町四丁目、立川町五丁目（一部）	稲葉山小学校 卯垣二丁目 657
14	百谷、滝山、小西谷	東デイサービスセンター 滝山 374-1
15	吉方、南吉方一・二丁目、富安一・二丁目、天神町、扇町、興南町	南中学校 興南町 91
16	古市（一部）、富安、吉成（一部）、大覚寺、吉成一～三丁目	勤労青少年体育館 吉成三丁目 1-3
17	雲山、新、大杓（一部）、面影一・二丁目	面影小学校 雲山 42

投票区	区 域	投票所および所在地
18	杉崎、南栄町、津ノ井、生山、桂木、海蔵寺、船木、広岡、香取、紙子谷、祢宜谷	津ノ井小学校 桂木 238-1
19	東大路、中大路、西大路、久末、美和、古郡家、越路	米里体育館 古郡家 81-4
20	円通寺、西円通寺、数津（一部）、八坂、橋本、馬場、国安、蔵田	倉田体育館 八坂 49-1
21	賀露町（一部）、港町、賀露町西三・四丁目、賀露町北一～四丁目	鳥取県漁業協同組合 賀露町西四丁目 1806
22	賀露町（一部）、賀露町西一・二丁目、賀露町南一～六丁目、晩稲、南隈	賀露町七区公民館 賀露町南四丁目 8-2
23	野寺、服部、菖蒲、古海、緑ヶ丘一丁目	大正小学校 古海 291-3
24	向国安、竹生、上味野、朝月、源太、下味野、赤子田、長谷、倭文、玉津、横枕、猪子	美和小学校 竹生 64
25	上砂見、中砂見、下砂見	神戸地区公民館 下砂見 751
26	岩坪	岩坪生活改善センター 岩坪 1368-1（注）
27	本高、北村、西今在家、篠坂、中村、有富	東郷地区公民館 西今在家 211-1
28	高路	高路公民館 高路 423
29	徳尾、岩吉、里仁、徳吉、五反田町、南安長二・三丁目、緑ヶ丘二・三丁目	世紀小学校 徳尾 407
30	足山、布勢、桂見、高住、良田	松保地区公民館 布勢 543-3
31	下段、大塚、野坂、宮谷、嶋、大桝	豊実地区公民館 野坂 950
32	上原、尾崎、上段、松上、細見	上原多目的集會施設 上原 82-1
33	河内、槇原	河内生活改善センター 河内 499（注）
34	湖山町東一～五丁目、湖山町南一～四丁目、湖山町北一丁目、湖山町北六丁目	湖山小学校 湖山町南一丁目 656
35	湖山町西一～四丁目、湖山町南五丁目、湖山町北二～五丁目	湖山西小学校 湖山町西一丁目 541
36	伏野、三津、美萩野一～五丁目、白兔、小沢見、内海中	末恒小学校 伏野 2256-61
37	吉岡温泉町、妙徳寺、洞谷、瀬田蔵、長柄、三山口、松原、六反田、大畑、金沢、福井、御熊	湖南小学校 六反田 1-5
38	双六原、矢矯	矢矯公民館 矢矯 85（注）
39	吉成（一部）、宮長、的場、叶、数津（一部）、叶一丁目、吉成南町一・二丁目、的場一～四丁目	美保南小学校 宮長 200-1
40	覚寺、円護寺、北園一・二丁目、山城町	中ノ郷小学校 円護寺 268
41	若葉台南一～七丁目、若葉台北二～四丁目、若葉台北六丁目	若葉台小学校 若葉台南二丁目 17-1
42	正蓮寺、桜谷（一部）、東今在家（一部）	桜ヶ丘中学校 桜谷 227

（注）26、33、37 投票区の投票所は午後 7 時までです。

「家庭の日」作文コンクール

CONCOURS

子どもが心豊かに健やかに育つためには、家庭や家族のあり方が何より大切とされています。青少年育成国民会議では、昭和41年から毎月第3日曜日を「家庭の日」とし、親子のふれあいや家族の団らんを推奨しています。

青少年育成鳥取市民会議でも、この「家庭の日」の普及促進を図るため、昭和57年から、市内の小学校児童を対象に家庭や家族に関する作文のコンクールを毎年行っています。90点の応募があった中から、最優秀賞に選ばれた作文（原文のまま）を紹介します。



お母さんの右手は義手です。工場で働いていて、プレス機械で手をはさまれてしまいました。骨がくだけてしまいました。

わたしとお姉さん、お父さんで病院へかけつけた時、お母さんの寝間着から右手が出ていませんでした。お姉さんは、お父さんにすがりついて大泣きしていました。お母さんは、
「ごめん、ごめん。」
と、泣きながらくり返していました。

えっ、お母さん、こんなに大変な目にあってるのに、わたしたちのことを心配して・・・と思うとむねがつかってしまいました。左手をぎゅつとにぎりしめていました。

でも、退院するころには、すっかり元のお母さんに戻っていました。右手以外は・・・。お料理も洗たくも、今まで通りです。洗たく物をたたむのは、わたしとお姉さんの仕事です。お料理の時は、義手にナイロン袋をはめて左手で包丁を持って切ります。みじん切りの時だけミキサーを使います。右手しか使ったこと

のないお母さんが・・・。どれだけ練習したのだろう。大好きだったバレーボール以外は、何だっけします。車の運転もするし、わたしのバスケットのシューズを入れるふくろもミシンで作ってくれました。キルティング布地の大きくってオレレンジ色のきん着ぶくろです。

「お母さん、ありがとう。」
と言うと、
「どういたしまして。さよ、気に入ってくれた。これでいい？」
と、明るく笑いながらこたえてくれました。指先が思い通りに動かないだろうに、一生けん命作ってくれたんだなあと思うと、これまで当たり前に思ってたことがはげしくなります。感謝の気持ちが体のしんからあふれてきます。

お母さんは、以前のように右手でわたしの頭をなでてくれることもありません。右手をつないで歩くこともありません。でも、わたしにとって、お母さん自身が、ほこりです。はずかしいこと、右手をかくすこともなく堂々としています。バスケットの応えんに来

てくれた時、小さい子がお母さんの手を見て、

「なんで、おばちゃんの手はかたいだ？」と聞きました。お母さんはいやな顔をせず、

「まだ、おばちゃんじゃないで。おねえさんといいなさい。あのね、手をけがしてな、ほかの手をつけとるんだが。」と答えていました。わたしは、ドキッとしてなんでそんなこと聞くのと、その子を見てしまったのに。

うまく物事がいなくて、落ちこんでしまうことがあるけれど、お母さんが悲しみや苦しみを乗りこえたことを思うと、自然に、
「これくらいのこと、何だ!! しっかりとしろ、さよ!!」
と、自分にムチ打つ言葉が出て来ます。

お母さん、ありがとう、がんばるよ。

「すてきなお母さん」

国府東小学校5年 岸田 冴代さん

優秀賞

佳作

- 米井美森さん / 美保 3年
- 吉岡七彩さん / 逢坂 5年
- 坂本佳子さん / 西郷 5年
- 太田優花さん / 国府東 5年
- 一村綾乃さん / 附属 2年
- 竹尾いおりさん / 津ノ井 2年
- 松尾さきさん / 湖山西 1年
- 須崎夏未さん / 国府東 5年
- 村島正子さん / 宮ノ下 6年
- 長谷川るなさん / 浜坂 4年
- 前田梨沙さん / 大正 5年
- 佐藤尚也さん / 福部 4年
- 石川卓也さん / 明徳 6年



第7回鳥取二十一万石お城まつり

とき 4月8日(土)・9日(日)
ところ 若桜橋から智頭橋一帯

華麗なる時代絵巻と桜花との競艶

昨年までは秋に行っていました、今年から、桜の花の開花時期に合わせて開催することになりました。みなさんのお越しをお待ちしています。

■時代行列 8日(土) 午後3時~/智頭街道ほか ■火縄銃実演 8日(土) 午後3時~/花見橋 ■花見橋宴の舞 8日(土) 正午~7時/花見橋 ■第2回鳥取いなば平成輿合戦 8日(土) 午後7時~9時/桜土手通り ■新酒の会 8日(土) 午前11時~午後9時/9日(日) 午前11時~午後5時/花見橋から智頭橋の川外通り ■手づくり甲冑塾 8日(土) 午前11時~午後6時/9日(日) 午前11時~午後5時/桜土手通り ■鳥取城跡資料展示会 8日(土)・9日(日) 正午~午後5時/浄宗寺

今年は桜棧敷を設けます!

1日(土)~9日(金) 午前11時~午後4時/午後5時~9時/花見橋から智頭橋の川外通り【予定】※お花見用棧敷を設置販売します(12ブース設置:1ブース6人利用)。

同時開催

桜まつり

ぼんぼりの設置と桜のライトアップを行います!

1日(土)~16日(日)【予定】
午後10時頃まで/久松公園、旧袋川沿い桜土手



第17回ふるさと鳥取桜まつり

■ステージイベント 8日午後5時~/9日(日) 午前11時~午後5時/きなんせ広場

■屋台村 8日(土) 午前11時~午後9時/9日(日) 午前11時~午後5時/きなんせ広場

■フリーマーケット 9日(日) 午前11時~午後5時/桜土手通り

※出店希望者は ☎(0857) 26-2001 (元町谷岡印刷) まで

※当日は、一部交通規制が行われます。
※当日の天候や諸般の事情により、内容が一部変更される場合があります。

問い合わせ先 市役所第2庁舎観光コンベンション推進課 ☎(0857) 20-3227

犬の飼い主のみなさんへ

平成18年度の飼い犬の登録と狂犬病予防注射を次の日程（4月中）により、各会場で行いますので、手数料・案内状を持参のうえ、会場に飼い犬を連れてきてください。飼い犬の登録は生涯に1回、注射は毎年1回、4月から6月中に必ず受けなければなりません。なお、平成7年度以降、登録をしていない飼い犬は、新規登録が必要です。

■手数料

- **新規**（平成7年度以降に登録されていない生後91日以上の飼い犬）
登録と予防注射手数料 **5950円**
 - **継続**（平成7年度以降に登録された飼い犬）
予防注射手数料 **2950円**
- 「**犬**」の飼い犬表示シールが必要な場合は、別途80円が必要です。

※注射のとき犬が暴れる場合があります。必ず、押さえることのできる飼い主が連れてきてください。

※フンの始末などは、飼い主が責任を持って行ってください。

※犬同士がケンカをしないよう、十分注意してください。

飼い犬の死亡、住所変更などの場合は、市役所本庁舎1階生活環境課☎(0857)20-3216または各総合支所市民生活課（12ページ上記参照）まで連絡してください。

飼えなくなった犬の引き取りについては、東部福祉保健局☎(0857)22-5792へご相談ください。

【鳥取地域】

実施日	時間	会場
3日(月)	9:30～9:40	岩坪公民館
	10:00～10:10	JA 神戸ふれあい館
	10:20～10:30	下砂見公民館
	10:50～11:00	大和地区公民館
4日(火)	9:30～9:50	湖南地区公民館
	10:05～10:20	JA 大郷ふれあい館
	10:40～11:10	松保地区公民館
5日(水)	9:30～9:45	明治地区公民館
	10:10～10:25	豊実地区公民館
	10:45～11:00	西里仁公民館
6日(木)	9:30～10:20	城北地区公民館
	10:40～11:30	浜坂地区公民館
7日(金)	9:30～9:50	東吉成会館
	10:10～10:40	雲山南団地集会所
	11:00～11:20	大覚寺公民館
10日(月)	9:30～10:10	JA 鳥取支店
	10:25～10:40	中吉成集会所
	11:00～11:20	美穂地区公民館
11日(火)	9:30～9:50	賀露7区公民館
	10:10～10:30	賀露6区公民館
	10:50～11:10	千代水地区公民館
12日(水)	9:30～9:40	円通寺集会所
	10:00～10:20	国安集会所
	10:40～10:50	東馬場集会所
	9:30～10:00	若葉台地区公民館
13日(木)	10:30～10:50	津ノ井地区公民館
	11:15～11:30	米里地区公民館
	9:30～10:10	岩倉地区公民館
14日(金)	10:30～11:00	稲葉山地区公民館
	9:00～11:30	市役所本庁舎
16日(日)	9:30～10:00	面影地区公民館
	10:20～10:50	大杓集会所
	11:10～11:30	修立地区公民館
17日(月)	9:30～9:50	東郷地区公民館
	10:10～10:30	大正地区公民館
	10:50～11:15	古海隣保館
18日(火)	9:30～9:50	下味野隣保館
	10:20～10:40	聖神社駐車場
19日(水)	11:00～11:20	富桑隣保館
	10:20～10:40	聖神社駐車場
20日(木)	9:30～10:30	美萩野一丁目集会所
	10:55～11:15	末恒地区公民館

21日(金)	9:30～10:00	湖山西地区公民館
	10:15～10:55	湖山地区公民館
	11:10～11:30	湖山神社
24日(月)	9:30～9:50	大森団地集会所
	10:10～10:30	八幡池スポーツセンター城北体育館
	10:50～11:20	北園ふれあい会館

【国府地域】

実施日	時間	会場
4日(火)	9:30～9:45	大茅地区公民館
	10:10～10:30	成器地区公民館
5日(水)	9:30～10:15	谷地区公民館
	10:30～11:00	宮ノ下地区公民館

【福部地域】

実施日	時間	会場
3日(月)	9:30～10:30	福部町総合支所

【河原地域】

実施日	時間	会場
12日(水)	9:20～9:50	西郷公民館
	10:00～10:20	小河内公民館
	10:40～11:00	旧JA 北村出張所
13日(木)	9:10～9:40	国英多目的集会所
	10:00～10:50	散岐多目的集会所
	11:10～11:30	水根公民館
14日(金)	9:30～10:10	河原町総合支所
	10:30～10:50	八上多目的集会所

【用瀬地域】

実施日	時間	会場
17日(月)	9:10～10:00	社多目的集会所
	10:10～11:00	用瀬町総合支所
	11:10～11:40	大村多目的集会所

【佐治地域】

実施日	時間	会場
18日(火)	9:20～9:30	刈地橋バス停
	9:40～9:50	地域活性化センター（中学校裏）
	10:00～10:10	森坪公民館

18日(火)	10:20～10:30	下加瀬公民館
	10:40～10:50	高山（中谷食品付近十字路）
	11:00～11:10	津野公民館
	11:20～11:30	津無公民館
19日(水)	9:30～9:50	老人福祉センター
	10:00～10:10	海洋センター
	10:20～10:30	余戸・平成会館
	10:40～10:50	尾際下福安商店
	11:00～11:10	中公民館

【気高地域】

実施日	時間	会場
20日(木)	9:30～9:50	逢坂地区公民館
	10:10～10:25	郡家研修会館
	10:45～11:05	気高町隣保館
21日(金)	9:30～10:00	JA 瑞穂ふれあい館
	10:20～10:50	宝木地区公民館
24日(月)	11:10～11:25	酒津漁村センター
	9:30～10:00	JA 気高町支店
	10:30～11:00	農業者トレーニングセンター

【鹿野地域】

実施日	時間	会場
12日(水)	9:30～9:40	JA 河内支店
	10:00～10:15	小鷲河集会所
13日(木)	10:35～11:00	老人福祉センター
	9:30～10:20	鹿野町総合支所

【青谷地域】

実施日	時間	会場
14日(金)	9:30～9:45	JA 日置谷支店
	10:00～10:15	蔵内公民館
	10:40～11:00	河原公民館
17日(月)	9:30～9:45	勝部公民館
	10:10～10:30	亀尻公民館
18日(火)	9:30～9:45	長和瀬公民館
	10:10～10:40	青谷中央公民館

※いずれの会場でも受けることができます。

合併前の鳥取市地域の健診・予防接種など

BCG接種

対象児 下記および生後6カ月未満で未接種の乳児
 受付 午後1時～2時
 ところ さざんか会館

対象児	とき
平成17年12月11日～20日生	14日(金)
平成17年12月21日～31日生	19日(水)
平成18年1月1日～10日生	21日(金)

※生後6カ月までに接種できない場合は、中央保健センターにご相談ください。

ポリオ生ワクチン投与

受付 午後1時～2時
 ところ さざんか会館

対象児	回数	とき
平成17年5月生	2回目	5日(水)
平成17年11月生	1回目	7日(金)
平成17年6月生	2回目	28日(金)

乳幼児健康診査

受付 午後1時～2時
 ところ さざんか会館

種別	対象児	とき
6カ月児	平成17年9月生	11日(火)～13日(木)
1歳6カ月児	平成16年9月生	18日(火)～20日(木)
3歳児	平成15年3月生	25日(火)～27日(木)
2歳歯科およびフッ素塗布	平成16年3月生	6日(木) ※午後1時～2時30分受付
5歳児発達相談	5歳児	4月は行いません。

■駐車場について

乳幼児健康診査・予防接種で来所の際、さざんか会館の駐車場が満車の場合は、駅南庁舎駐車場(3時間まで無料)をご利用ください。なお、どちらの駐車場も駐車券が発行されますので、受付で提示してください。

- ※旧町村地域で行われる健診などの情報については、「総合支所だより」をご覧ください。
- ※各地域以外での受診などを希望される場合は、お住まいの総合支所福祉保健課または保健センターへご連絡ください。



4月

中央保健センター

BCG・ポリオなど
 ☎(0857)20-3191

がん検診など
 ☎(0857)20-3195

乳幼児健康診査など
 ☎(0857)20-3196

国府町総合支所福祉保健課
 ☎(0857)39-0566

福部町総合支所福祉保健課
 ☎(0857)75-2813

河原町総合支所福祉保健課
 ☎(0858)76-3114

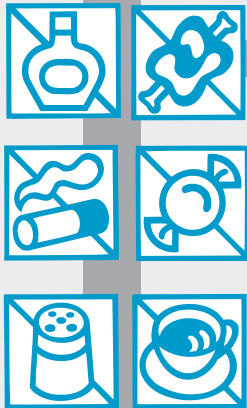
用瀬町総合支所福祉保健課
 ☎(0858)87-3781

佐治地区保健センター
 ☎(0858)89-1024

気高町総合支所福祉保健課
 ☎(0857)82-3157

鹿野町総合支所福祉保健課
 ☎(0857)84-2013

青谷町総合支所福祉保健課
 ☎(0857)85-0012



年1回は健診を受けて 健康な毎日をおくりましょう

高血圧や糖尿病などの生活習慣病は、不適切な食生活、運動不足、喫煙などの生活習慣が一因で発症します。健診を受けることで、生活習慣病を予防したり、早期に発見したりすることができます。

健診で異常があった場合は、生活習慣を改善するとともに、精密検査を受け、必要な場合は治療を受けましょう。また特に問題のなかった人も健診の結果を参考にし、生活習慣を振り返り、改善することが大切です。

基本健診・各種がん検診が受け放題になりますか？

がん検診を受診し、精密検査が必要と言われながらそのままにいませんか？ 精密検査を受けないで例年同じ一次検診を受けても、せっかくの検診が活かされません。これまでの結果からも、「精密検査を先延ばしにしていた人」、「症状が出てから受診した人」の中から、進行したがんが発見される割合が高くなっています。

がんは早期発見により、治療成績もよくなります。



18年度の各種健康診査は、7月から開始します。

詳しくは5月15日号でお知らせします。

問い合わせ先 中央保健センター ☎(0857) 20-3191 / 各総合支所福祉保健課



4月

夜間・休日急患診療所

診療科目 内科、小児科、軽度の外傷
 ※乳幼児は、小児救急当番病院をご利用ください。
 と き 平 日 午後7時～10時
 日曜・祝休日 午前9時～午後5時
 日曜・祝休日 午後7時～10時
 ところ 急患診療所（東部医師会館隣）
 問い合わせ先 東部医師会 ☎(0857)22-2782

休日急患歯科診療所

と き 日曜・祝休日 午前10時～午後4時
 ところ 東部歯科医師会
 富安二丁目（歯科技工専門学校内）
 ☎(0857) 23-3197

休日救急当番病院

午前8時30分～翌日午前8時30分

日(曜日)	病院名	電話番号
2日(日)	中央病院	(0857) 26-2271
8日(土)	赤十字病院	(0857) 24-8111
9日(日)	市立病院	(0857) 37-1522
16日(日)	生協病院	(0857) 24-7251
23日(日)	中央病院	(0857) 26-2271
29日(祝)	赤十字病院	(0857) 24-8111
30日(日)	市立病院	(0857) 37-1522

休日夜間在宅当番歯科医院

午後6時～午後9時

日(曜日)	病院名	ところ	電話番号
2日(日)	キシノ歯科医院	吉成 779-40	(0857) 53-3552
9日(日)	豊川歯科医院	古海 716-1	(0857) 29-1308
16日(日)	坂口歯科医院	元魚町二丁目 119	(0857) 26-0415
23日(日)	坂口歯科医院	元魚町二丁目 119	(0857) 26-0415
29日(祝)	清水歯科クリニック	湯所町二丁目 231	(0857) 23-6641
30日(日)	しみず歯科クリニック	叶 293-22	(0857) 51-7755

夜間小児救急当番病院

日・月・火・木・金・土・祝休日 午後7時～10時
 水 午後6時30分～翌日午前8時30分

曜日	病院名	電話番号
日	急患診療所(東部医師会館隣)	(0857) 22-2782
月	赤十字病院	(0857) 24-8111
火	市立病院	(0857) 37-1522
水	生協病院	(0857) 24-7251
木	急患診療所(東部医師会館隣)	(0857) 22-2782
金	赤十字病院	(0857) 24-8111
土	中央病院	(0857) 26-2271

休日当番薬局

日(曜日)	薬局名	ところ	電話番号
2日(日)	鳥取駅コクミン薬局	鳥取駅構内シャミネ内	(0857) 27-6524
	フジモト薬局	行徳トスク本店1階	(0857) 26-6660
9日(日)	鳥取駅コクミン薬局	鳥取駅構内シャミネ内	(0857) 27-6524
	フジモト薬局	行徳トスク本店1階	(0857) 26-6660
16日(日)	鳥取駅コクミン薬局	鳥取駅構内シャミネ内	(0857) 27-6524
	フジモト薬局	行徳トスク本店1階	(0857) 26-6660
23日(日)	鳥取駅コクミン薬局	鳥取駅構内シャミネ内	(0857) 27-6524
	フジモト薬局	行徳トスク本店1階	(0857) 26-6660
29日(祝)	鳥取駅コクミン薬局	鳥取駅構内シャミネ内	(0857) 27-6524
	フジモト薬局	行徳トスク本店1階	(0857) 26-6660
30日(日)	鳥取駅コクミン薬局	鳥取駅構内シャミネ内	(0857) 27-6524
	フジモト薬局	行徳トスク本店1階	(0857) 26-6660


休日小児救急当番病院

赤十字病院・生協病院・中央病院・市立病院
 (日・祝休日) 午前8時30分～午後6時30分
 ※中央病院 2・23日(日) 午前8時30分～午後5時15分
 ※市立病院 8・22日(土) 午前8時30分～午後5時

日(曜日)	病院名	電話番号
2日(日)	赤十字病院	(0857) 24-8111
※2日(日)	中央病院	(0857) 26-2271
※8日(土)	市立病院	(0857) 37-1522
9日(日)	赤十字病院	(0857) 24-8111
16日(日)	赤十字病院	(0857) 24-8111
※22日(土)	市立病院	(0857) 37-1522
23日(日)	赤十字病院	(0857) 24-8111
※23日(日)	中央病院	(0857) 26-2271
29日(祝)	赤十字病院	(0857) 24-8111
30日(日)	赤十字病院	(0857) 24-8111

〈営業時間〉▶鳥取駅コクミン薬局 午前10時～午後8時
 ▶フジモト薬局 午前9時～午後8時

「夜間・休日救急診療」情報は、携帯電話からでもご覧いただけます。
<http://www.city.tottori.tottori.jp/mobile/>



携帯電話カメラのバーコードリーダーで読み込みますと市役所携帯サイトにリンクされます。
 トップメニュー→ジャンルから検索→2.夜間・休日救急診療のあと、ご希望の連絡先を選択してください。

情報ひろば

■各総合支所

国府☎(0857)39-0555／福部☎(0857)75-2811
 河原☎(0858)76-3111／用瀬☎(0858)87-2111
 佐治☎(0858)88-0211／気高☎(0857)82-0011
 鹿野☎(0857)84-2011／青谷☎(0857)85-0011



福祉

介護保険対象の福祉用具の購入

介護保険の対象となっている福祉用具を購入する場合、4月1日からは、鳥取県が指定した福祉用具販売事業所から購入していただくこととなります。詳しくは、担当のケアマネージャーへご相談ください。

問い合わせ先 市役所 駅南庁舎 高齢社会課 ☎(0857) 2013452 / 各総合支所福祉保健課 (上記参照)

家族介護用品購入費の助成

介護保険の要介護認定で要介護4または5と認定された人を在宅介護している家族を対象に、おむつ代などの購入費の一部を助成します。

対象要件 介護されている人が市民税非課税世帯に属し、かつ介護している家族が同居または隣接地に居住し、市民税非課税世帯であること

対象品目 紙おむつ、尿取りパット、使い捨て手袋、清拭剤、ドライシャンプー、防水シート、消臭剤

助成費 年間1人当たり7万5000円まで

助成方法 1期当たり2万5000円のクーポン券を交付(事前に申請が必要)

第1期 4月1日～7月31日

第2期 8月1日～11月30日

第3期 12月1日～3月31日
※期ごとに対象者の確認を行い、その期間分のクーポン券を交付します。

問い合わせ先 各中学校区の在宅介護支援センター / 市役所 駅南庁舎 高齢社会課 ☎(0857) 2013453 / 各総合支所福祉保健課 (上記参照)



お知らせ

下水道などの 使用人数の変更届

下水道・集落排水施設使用料を世帯員割で徴収している地域

(公共下水道区域を除く鳥取・国府地域、河原・用瀬・佐治・気高・鹿野・青谷地域)で、世帯人員の変更が生じた場合(住民票を異動しないものも含む)には、すみやかに届け出をお願いします。

問い合わせ先 市役所 環境下水道部 庁舎 下水道計画課 ☎(0857) 2013302

歩こう会4月定例会

とき 4月9日(日) 午前8時～午後4時20分

コース 鳥取駅《集合》H 列車
 H 赤碓駅～鳥取牧場～菊港～道の駅赤碓～八橋駅 H 列車
 H 鳥取駅《解散》(歩行距離約6.2キロ)

費用 2220円(交通費)

※弁当や水筒、雨具は各自で用意ください。

問い合わせ先 歩こう会事務局 ☎(0857) 2317930

国民健康保険料の納付にかかる 休日および時間延長窓口

平日の通常時間内に来庁が困難な人のため、保険料納付や納付相談の窓口を、次のとおり開設しますのでご利用ください。



募集

少年愛護センター運営委員

協議内容 青少年の健全育成および非行防止を図るために設置された同センターの事業運営

公募人数 2人

任期 委嘱の日から平成19年4月30日まで

会議の開催 年2回程度

日にち	時間	場所	業務内容
3月26日(日)	午前9時～午後4時	市役所 駅南庁舎 1階 保険年金課 国民健康保険窓口 (16番窓口)	国民健康保険料の収納・納付相談 / 資格の取得・喪失関係の受け付け など
4月30日(日)			
5月28日(日)			
3月30日(木)	午後8時まで	市役所 駅南庁舎 保険年金課 (0857) 2013483	問い合わせ先
4月27日(木)			
5月30日(火)			

3月のごみ収集(祝日) 鳥取地域

種類 日付	可燃ごみ	古紙類	ペットボトル	食品トレー プラスチック 資源ごみ 小型破碎ごみ
3月21日 (火) 春分の日	火・金曜日 コースのみ 収集します	第3火曜日 コースのみ 収集します	3月22日(水) に振り替えて 収集します (第1・3火曜 日コースのみ)	収集 しません

※朝8時までには必ず出してください。

※合併地域については、支所だよりをご覧ください。各総合支所
市民生活課(12ページ上記参照)へおたずねください。

問い合わせ先 市役所本庁舎生活環境課
☎(0857)20-3217

金婚・ダイヤモンド婚合同祝賀式典

居住地域	とき	ところ
鳥取・国府・福部地域	5月30日(火) 午前10時～	鳥取市民会館
河原・用瀬・佐治地域	5月31日(水) 午前10時～	河原町 中央公民館
気高・鹿野・青谷地域	5月31日(水) 午後2時～	青谷町農林漁業者 トレーニングセンター

参加者

▶**金婚** 結婚50周年を迎える夫婦(昭和31年中に結婚)

▶**ダイヤモンド婚** 結婚60周年を迎える夫婦(昭和21年中に結婚)

申込・問い合わせ先 市役所駅南庁舎高齢社会課☎(0857)20-3451 / 市社会福祉協議会☎(0857)24-3180 / 各総合支所福祉保健課(12ページ上記参照) / 各地区社会福祉協議会



募集

第19回 もちがせ流しびな マラニック大会

とき 5月21日(日)午前10時スタート
ところ 大会主会場「流しびなの館」
種目 10キロ/5キロ(男子・女子の部)
3キロ(ゆっくり走る人)、ウオーク(歩く人)
参加費 10キロ/5キロコースの高校生以上500円
そのほかのコース・中学生以下は無料

申込方法 市役所本庁舎総合案内所、市役所駅南庁舎総合窓口、または各総合支所に配置してある申込書に記入のうえ、持参・郵送のいずれかで

申込期限 4月21日(金)必着

申込・問い合わせ先 〒689-1201 用瀬町用瀬832 用瀬町総合支所教育委員会分室☎(0858)87-3787

お詫び

3月1日号の表紙に掲載した写真につきましては、公園施設における安全上の配慮に欠ける面があったことをお詫び申し上げます。

報酬 9000円/出席1回
応募資格 市内在住の20歳以上(平成18年4月1日現在)で、平日開催の会議に出席できる人
応募方法 「最近の青少年に思うこと」を800字程度にまとめ、住所・氏名・生年月日・職業・電話番号を明記のうえ、持参、郵送、ファクシミリ、電子メールのいずれかで
※応募者多数の場合は、選考のうえ決定します。
応募期限 4月20日(木)必着
応募先 市役所生涯学習課(福祉文化会館内)〒680-1

0022 西町二丁目311)
☎(0857)20-3363
☎(0857)20-3364
電子メール kyogakusyuu@city.tottori.tottorijp
**男女共同参画センター運営委員
男女共同参画審議会委員**
センター運営委員
内容 男女共同参画センターが開催する会議での提言
公募人数 2人
任期 委嘱の日から平成20年5月31日まで
審議会委員

内容 鳥取市男女共同参画計画および男女共同参画に関する施策などについての審議
公募人数 4人
任期 委嘱の日から平成20年5月26日まで
センター運営委員・審議会委員
会議の開催 年2回程度
報酬 9000円/出席1回
応募資格 市内在住の20歳以上(平成18年4月1日現在)で、平日開催の会議に出席できる人
応募方法 「男女共同参画について日ごろ思っていること」を800字程度にまとめ、応募す

る委員名・住所・氏名・生年月日・職業・電話番号を明記のうえ、持参、郵送、ファクシミリ、電子メールのいずれかで
※応募者多数の場合は、選考のうえ決定します。
応募期限 4月20日(木)必着
応募先 市役所男女共同参画課(福祉文化会館内)〒680-10022 西町二丁目311)
☎(0857)20-3166
☎(0857)20-3054
電子メール danryo@city.tottori.tottorijp



女性なんでも相談

相談内容 ▽一般（健康・家族・職場や近所での人間関係・育児など） ▽法律に関すること（セクハラ・離婚問題など）

相談日 ▽一般 4月8日（土）・28日（金）午後1時～3時

▽法律 4月11日（火）午後1時～4時 / 27日（木）午前9時～正午

ところ 輝きなんせ鳥取（福祉文化会館内・西町二丁目）

予約受付 3月20日（月）午前8時30分～（先着順）

申込先 男女共同参画センター（0857）24-2704

法律相談

とき 4月14日（金）午後1時～4時

ところ 市役所本庁舎4階第3会議室

定員 8人

予約受付 4月7日（金）午前8時30分～（先着順）

申込先 市役所本庁舎市民参画課（0857）20-3158

行政相談

行政機関の仕事や手続き、サービスなどについて、公平・中立の立場で相談に応じます。

とき ▽4月6日（木）午後1時30分～4時 ▽4月12日（水）午後1時30分～4時 ▽4月18日（火）午後1時～3時 ▽4月24日（月）午後1時30分～4時

ところ ▽6日 / 市役所本庁舎1階市民談話室 ▽12日 / 輝きなんせ鳥取 ▽18日 / さざんか会館 ▽24日 / トスク本店インフォメーションルーム

問い合わせ先 鳥取行政評価事務所（0857）24-5541

緑の相談室

植物に関する疑問、管理・育生などの質問にお答えします。

とき ▽4月13日（木）午後1時30分～5時 ▽4月27日（木）午後1時30分～5時

ところ ▽13日 / 市役所駅南庁舎1階入り口ホール（新日本海新聞社側） ▽27日 / 市役所本庁舎1階市民談話室

問い合わせ先 鳥取県造園建設業協会東部支部（0857）24-5221

市民文化祭 春の椿展



とき 4月1日（土）、2日（日）午前9時～午後5時
※2日は午後3時まで

ところ 福祉文化会館（西町二丁目）4階 第1・第2会議室

主催 鳥取椿の会

問い合わせ先 市役所本庁舎文化芸術推進課（0857）20-3226

募集中

平成18年度尚徳大学受講生

- 対象 市内在住のおおむね60歳以上の人
- 開講期間 4月～12月
- ところ 福祉文化会館
- 受講料 無料（教材費などは自己負担）
- 申込期限 4月3日（月）必着
- 申込方法 往復はがき（1人1枚限り）による申し込みのみ
▷往信用はがきの裏面に下記の必要事項を記入
▷返信用はがきの表面に応募者の住所、氏名を記入
※多数の場合は4月7日（金）午前10時から、福祉文化会館5階会議室で公開抽選します。

■申込・問い合わせ先 〒680-0022 西町二丁目311（福祉文化会館内）鳥取市生涯学習センター「尚徳大学」係 ☎（0857）20-3362

コース	曜日	講師（敬称略）	内容	回数	定員
書道	火（午前）	いながき せいふう 稲垣 晴雲	楷書・行書 手紙文	12回	50人
社会	水（午前）	ふじた やすかず たなかみなり 藤田安一、田中仁成 ほか	政治・経済 時事	12回	100人
彫刻	水（午後）	やまもと とうりゅうもん 山本 竜門	仏像彫刻	12回	20人
健康	木（午前）	鳥取市立病院医師 栄養士 ほか	講話・実技	12回	70人
民芸	木（午後）	わたなべ きさき 渡辺 栄枝	小物手芸	12回	20人
郷土	金（午前）	はま だ えい いち 濱田 英一、やまびこ 館学芸員 ほか	郷土史	12回	100人
絵画	金（午後）	たにぐち たかし 谷口 俊	水彩画	12回	25人

【往信用はがき裏面記入事項】

- ①氏名（ふりがな）
- ②郵便番号
- ③住所
- ④年齢（平成18年4月1日現在）
- ⑤性別
- ⑥電話番号
- ⑦受講年数 年目
（初めての人は「初めて」と記入）
- ⑧受講希望コース
第1希望（ ）
第2希望（ ）
第3希望（ ）

ふにゃふにゃになった日本人

しつけを忘れた父親と甘やかすだけの母親

Vol.6

マークス寿子 著
輝なんせ鳥取



羽田空港からのモノレールの中で傍若無人に振る舞う女子高生。誰も注意しない大人たち。これを見て著者は「大人よ、親よ、若い世代が気持ちよく生きられるように、真剣に彼らを育てようではないか」と書いています。

本の目次は、◆女性の生き方は多様化したか◆どこか変だぞ子どもの生活◆しつけなんてもう必要ないのか◆いま父親は何をなすべきなのか◆老人は生活を楽しむだけがいいのか◆子どもの生きる力はどうしたら生まれるのか、の6章。女性にも男性にも、ちょっとキビシイ内容のようです。

問い合わせ先 輝なんせ鳥取（福祉文化会館内）
☎(0857) 24-2704

納期ごとに
窓口にお出かけに
なる必要がなくな
ります。

税金などの納入は 便利な口座振替のご利用を！

口座振替をご利用いただきますと、あなたの指定した口座から市税などが納期ごとに自動的に引き落とされ、とても便利です。

■利用できる金融機関など

鳥取銀行・山陰合同銀行・鳥取いなば農業協同組合・鳥取信用金庫・みずほ銀行・島根銀行・倉吉信用金庫・中国労働金庫・中央三井信託銀行・郵便局の全国の本支店（局）および商工組合中央金庫鳥取支店・鳥取県信用漁業協同組合連合会本店

■振替の開始時期

▷毎月15日までに、上記のいずれかの金融機関でご契約いただくと、翌月からの引き落としになります。なお、16日以降の場合は翌々月からとなります。▷全期前納される場合は、下記の期日までにお申し込みください。期日を過ぎますと全期前納による口座振替は平成19年度分からとなります。

市県民税→4月30日

固定資産税（都市計画税）→3月31日

国民健康保険→5月31日

■申し込みの方法

次のものをお持ちのうえ、上記の金融機関の窓口でお申し込みください。

預金（貯金）通帳／預金（貯金）通帳のお届け印／口座振替を依頼される種類（税、保険料など）の納付書

※申し込みの際には、金融機関の窓口へ備え付けの鳥取市口座振替依頼書に必要事項をお書きください。

■口座振替依頼書のダウンロード

口座振替依頼書は上記の金融機関に備え付けてありますが、本市ホームページからもダウンロードできます。ご利用の際は、当該ホームページの注意事項をご確認ください。

■口座振替ができる主なもの

種類	担当課	電話番号
市県民税（普通徴収）		
固定資産税（都市計画税）	収 税 課	(0857) 20-3433
軽自動車税		
国民健康保険料	保険年金課	(0857) 20-3483
保育料		(0857) 20-3464
児童館使用料	児童家庭課	(0857) 20-3462
市営住宅家賃		
県営住宅家賃・駐車場使用料	建築住宅課	(0857) 20-3291
し尿処理手数料	生活環境課	(0857) 20-3217
下水道使用料		
集落排水施設使用料	下水道計画課	(0857) 20-3302
介護保険料	高齢社会課	(0857) 20-3452
簡易水道使用料	農村整備課	(0857) 20-3246
幼稚園授業料	学校教育課	(0857) 20-3088

問い合わせ先 各担当課または各金融機関

市民伝言板

市民のみなさんの
自主的な活動
をご紹介します。

鳥取市少年少女合唱団 第26回定期演奏会

ミュージカル鳥取ばん「つるの恩返し」

3月26日（日）午後2時開演（午後1時30分開場）
／県民文化会館梨花ホール／入場料＝一般1000円、高校生以下無料／連＝鳥取少年少女合唱団・財田 ☎(0857) 23-0417

日本藍染文化協会

日本が世界に誇る天然藍「藍の文化展」

博物館などに保管されるような古布から着物、帯、服飾雑貨、小物、インテリアまで幅広く展示します。当日、徳島より藍師無形文化財19代目佐藤昭人さんが来場。
3月22日（水）～24日（金）午前10時～午後6時／パレットとっとり2階市民交流ホール／連＝京つづれ ☎(0857) 20-5010

生徒募集中

ユネスコこども英語教室

4月10日（月・開講）～平成19年3月まで毎週月曜日／さざんか会館／クラス編成＝幼児（4～5歳）低学年（小学1～3年）高学年（小学4～6年）／受講料＝3000円（初回のみ教材費2000円が別途必要）／連＝鳥取ユネスコ協会事務局・菅原 ☎(0857) 24-5009（月～木曜日午後1時～5時）

※5月15日号に掲載を希望される人は、必要事項を記入し、3月31日（金）までに、ハガキがファクシミリ（0857-21-1594）または電子メール（kouhou@city.tottori.tottori.jp）で秘書課広報室まで。